

三田市職員定数条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(11) 省略</p> <p>2 次に掲げる職員については、任命権者が必要と認める限度において、前項に定める職員の外に置くことができる。</p> <p>(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定に基づき派遣を命ぜられた職員</p> <p>(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年三田市条例第10号)第2条第1項の規定に基づき派遣を命ぜられた職員</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(11) 省略</p> <p>2 次に掲げる職員については、任命権者が必要と認める限度において、前項に定める職員の外に置くことができる。</p> <p>(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定に基づき派遣を命ぜられた職員</p> <p>(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年三田市条例第10号)第2条第1項の規定に基づき派遣を命ぜられた職員</p> <p><u>(3) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p><u>(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業している職員</u></p> <p><u>(5) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第51条第1項に規定する消防学校において消防学校の教育訓練の基準(昭和45年消防告示第1号)第3条第2項に規定する初任教育訓練中の職員</u></p> <p><u>(6) 救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第4号に規定する救急救命士養成所において研修中の職員</u></p> <p>3 <u>前項に掲げる職員がその職務に復帰した場合(その復帰した日が4月1日である場合を除く。)、当該職員は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、第1項に定める職員の外に置くことができる。</u></p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>